

令和6年第4回安堵町議会定例会会議録

(2日目)

令和6年12月5日(木)開議

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
事 業 部 長	廣瀬 好郁	教 育 次 長	富士 青美
総 合 政 策 課 長	増田 篤人	安 全 安 心 課 長	吉田 貴史
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	吉田 彰宏
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	健康福祉推進室課長	井上 育久
事 業 課 長	池田 佳永	会 計 室 長	西田 淳二

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議会事務局リーダー	吉岡 さとこ
-------------	-------	-----------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第Ⅰ 一般質問

4 番 福井 保夫 議員

- ① イベントへの町の協力体制について
- ② 小Ⅰの壁対策について
- ③ AED講習について
- ④ 教員不足解消について

6 番 上林 勝美 議員

- ① 補助金の適正な支出について
- ② こども園の待機児童について
- ③ パートナーシップ宣誓制度について
- ④ 公園の管理について

8 番 増井 敬史 議員

- ① 小中学校における授業支援システムについて
- ② 小中学校での避難訓練について

Ⅰ 番 松田 勝 議員

- ① 運動部活動の地域移行に向けた協議会（検討委員会）の設置について
- ② 文化観光館「四弁花」の運用状況について

3 番 森田 裕康 議員

- ① 夏休み中の平和教育登校日の実施について
- ② 小学校の運動会について

開 会

午前10時00分

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（森田 瞳） 只今の出席議員は9名で、定足数に達しております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程のとおりです。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） 皆さま、おはようございます。本日一般質問、本会に住民生活部長、病気療養のため明日まで欠席をお願いしたいと思います。また、教育推進課長でございますが、本会の会期には、病気療養中でございますので欠席をお願いしたいと思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） それでは、日程第1「一般質問」を行います。

一般質問をする議員を申し上げます。4番 福井保夫議員、6番 上林勝美議員、8番 増井敬史議員、1番 松田勝議員、3番 森田裕康議員、以上5名です。

質問時間は答弁を含めて60分以内といたします。

4番 福井議員の一般質問を許します。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

（福井議員 登壇）

4 番（福井保夫） おはようございます。4 番 福井です。

まず 1 番目に、「イベントへの町の協力体制について」。イベントへの町の協力体制・現状について伺います。

2 番目に、「小 1 の壁対策について」。大阪府豊中市では、朝 7 時開門で小学生を預かり、小 1 の壁対策をしています。安堵小学校の現状について伺います。特に保護者からの要望等がありますか。

3 番目に、「A E D 講習について」。小学校の駅伝大会の練習中に倒れて亡くなった小学 6 年生の遺族が、文部科学省に A E D 講習を小学校の学習指導要領に盛り込むよう要望している。主旨は、娘さんが練習中に倒れたが、学校にある A E D は使われず、翌日に息を引き取ったことで、小学校からの救命教育の普及を提言している。救命教育が小学生から繰り返し行われることで、安全な社会が作られる。安堵小・中学校で A E D 講習を実施してみてもどうか伺います。

4 番目に、「教員不足解消について」。川西・三宅両町は、教員不足を解消しようと、教員向けの求人サイトを運営する合同会社「クイッケン」と 3 者で連携協定を結んだ。教育環境を整えるためにも、安堵町も検討してみてもどうか伺います。

以上 4 点です。よろしくお願いします。

議長（森田 瞳） はじめに、「イベントへの町の協力体制について」答弁を求めます。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬事業部長。

（廣瀬事業部長 登壇）

事業部長（廣瀬好郁） おはようございます。事業部の廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。福井議員の「イベントへの町の協力体制について」の御質問にお答えいたします。

現在、安堵町が共催参加しているイベントといたしましては、「盆踊り」と「産業フ

ェスティバル」があります。どちらも実行委員会に補助金の交付を行うだけでなく、機材の貸し出しや、町職員が事前準備、本番の当日の参加、後片付け等の人的協力もしております。今年の盆踊り産業フェスティバルの各イベントでは、全体的に見まして、それぞれ約50名の参加協力をしております。

以上でございます。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4番（福井保夫） 盆踊り、日赤奉仕団、私も手伝っております。過去は、いろんな意味で、最近特に材料をグラウンドまで運ぶのにも、車で運ぶのダメですというようなことで、なんかもう全面的に協力はしないというような雰囲気があります。

人の方は、昔、産業課だったのか事業課だったのか、ちょっとあれですけど、私がちょうどいてない時に二人ほど来て、もう退職されてますが、一人はもうへたってもうて、暑くてダメやという状況でした。そちらの方は今、もういろんなところに声をかけて、当日は、今年社協の職員さんも来てくれてました。

そのちょっとした運んだりね、そういう時に、もう自分らで車で運んでくださいというような感じで、もう一切、手を引いている、引いているという言い方あれなんですけど、そういう感じがね、ちょっと出てるので、これは事業課も、前に桜友会のイベントで年に三つぐらいあって職員さん皆、総出で大変だと思います。あそこまでいくとちょっと行き過ぎて、本来の仕事云々というものがね、それに手を取られて、ということもあります。

その辺のね、もうあまりちょっと、日赤さんなんか特にこれ災害でもあれば、炊き出し等でまたいろいろ協力してもらわんとあかん団体です。そして高齢化してきてます。今回、自分らで運んでくださいと言って、車ででも乗れる方がいてたんであれですけど、ちょっと冷たいような気もするんです。

これ、町長の方から指示で、もう手伝うなというような指示出してるんですか、ちょっとその辺を聞きたいのですけど。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） 私の方から、手伝うなというような指示は一切出しておりません。ただ、事業規模であるとか、私もカルチャーセンターの前でやってた状況もよくわかっております。あの程度の規模と、今かなり規模は大きくなっておりますんで、恐らく担当課としては、確かに福井議員がおっしゃるように、日赤さんにはいろいろ世話になっている。でも他の団体にも、いろんな意味で世話になってるんです。他はまったく関係ないわという訳ではございませんので、やはりどこに、現場の運営まで手伝って、どこは手伝わないというのは非常に、これは総合的に見たら判断が苦しいんで、やはりそれぞれの団体で自主運営をしていただきたいということを判断したんだと思います。

ただ、社会福祉協議会の職員が手伝ってたとおっしゃいます。社協も言えば、私どもの子会社会的な存在ですので、いわゆる目立たないところでは、ちゃんと手伝っているなと思っておりますので、今後の課題かなと。

ちょっと長いんですけど、実はその後、今の福井議員の話だけやなしに、私も出したかったけれど、出すとすれば自主運営で頼みますよと、ある団体にも言ったようです。そしたら、出したかったら出したらええが、何もうちは手伝わないよというような取り方をされて、役所は冷たいなという、日赤さんだけやなしに、冷たいもんやというような受け取り方をされた団体もあるようです。私に直接、耳に入ってます。

しかし、全体的にバランスを考えたら、どこに集中し、どこは知らん顔する、業者さんは、しゃあないですよ。しかし、他の団体で、やはりバランスを取った場合には、基本的には自主運営でお願いしたいということを担当は言ったんじゃないかと思います。

先ほど言いましたように、隠れみのとしては学生も来ていた、それから社協の職員、これは販売だけやなしに、何かこう製品をカルチャーセンターの方で一生懸命作って、それを持ってきた。というような、いろんな、それは社協のあれなんですけれど、目立たないところで、かなりお手伝いはさせているやに思っておりますので、そこはある程度御理解を願いたいと思います。決して冷たく扱ってるという訳ではないということだけは理解をお願いしたいと思います。

以上です。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） 以前は産業フェスティバル、森田議長が産業課長の時から始まりまして、私も商工会にいまして、商工会職員 4 人と産業課の職員 4 人、8 人おれば大概いろんな面で融通を利かせてお手伝いしてました。

町長いつも「小さくてもキラリ光る」とおっしゃってますので、そのね、町と住民、また各種団体が一体となってね、盛り上げていくのが、この小さな町のよさやないかなと私は思います。大きな市や町でしたら商工会の青年部、また女性部等で、そこそこの人数でやっていけますが、もう今、小さい町・村は少なくなってますんで、その辺もね、ちょっとあれしていただいて、実行委員会もあれば、そういうときにちょっと声をね、こんなんしましょうかとか、あまりにもなんか切り離していったような、ちょっと気がします。その辺もね、お願いしたいなと思います。町長また実行委員会の時には、そういう団体に声をかけてあげてください。

それで、イベントでね、ちょうどあれなんですけど、この前の産業フェスティバルで堀井議員が遅れてきて挨拶、あの時に町長が下りてウロウロ、富井副町長に指示とか出す。あの時に部長どこにおったんですか。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬部長。

事業部長（廣瀬好郁） 自席から失礼いたします。あの時は農産の品評会の表彰式で、ちょっと来られない方がおられまして、その代理の席でちょっと座っておりました。申し訳ございません。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） 町長が下まで下りてね、もう挨拶、急に遅れて来たもんやから、挨拶するしかないという、周りから見てもすぐわかる訳です。それでまた芸人が、ごっつい兄ちゃんがあれをしてるもんやから内容わからんと。やっぱり式典ぐらいは職員がして、町長がパッと合図出せば、すぐパパッと察知するような雰囲気を作らないと。誰が見ても、もう堀井議員に挨拶させと。町長の気持ちはすぐ、私は見てて思いました。

それと、パッと動いて、町長が下りようとした時点で誰かがスッと行ってね、何ですかと言うぐらいの所にも人を配置しておかないと。と思いました。イベント関係であれなんですけど。

町長（西本安博） いいですか。

議長（森田 瞳） はい。町長。

町長（西本安博） 自席から失礼します。福井議員のおっしゃるとおりでございます。イベントには司会者は付き物です。司会者の横には主催者側の責任者が付いて、瞬時にその時に起こったことを判断し、司会者に伝達する。これは基本のルールの一つなんで、ちょっと私どもの方はまだ、そこが大きなイベントに不慣れなところがありました。そこは反省して必ず、これだけやなしに、いろんな大きなイベント、どこでもやるときには、司会者を外に頼むことも多いので、司会者の横には必ず責任者なり指導者が付いて瞬時に判断する。これは当たり前のことでございますので、そのことはきっちりと今後はさせるようにしたいと思います。

それは大変申し訳なかったと思っております。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） 今後は実行委員会の時に、ちょっとね、声を掛けていただいて、この辺までだったら手伝えとか、ちょっとね、団体・住民・町と一体となったイベントを盛り上げて欲しいなと思います。

この質問は、これで終わります。

議長（森田 瞳） この質問で、住民生活部長、教育次長、それ辺で答弁ございませんか。

ないようでしたら次に進みます。

はい。次に進みます。「小」の壁対策について」答弁を求めます。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

（富士教育次長 登壇）

教育次長（富士青美） 教育委員会事務局 富士です。よろしくお願いします。福井議員の2問目の御質問にお答えさせていただきます。

豊中市の事例は、保護者の仕事と子育てを支援する取組の一環として実施されております。早朝から子どもを保育園に預けることが可能であったところ、小学校へ入学すると登校時間が基本的に午前8時となることから、保護者にとって従来の生活スタイルを続けることが困難になる家庭があり、同市が子どもの安全確保のためにも始められた取組でございます。

本町小学校では、午前7時に用務員が開門してくださっていますが、児童は部団で登校することを原則としていることもあり、7時頃学校に来る児童はおりません。

保護者からも、早朝預かりを希望する声は現在聞き及んでいないところです。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4番（福井保夫） 安堵小学校で、早朝に開門されている実情をですね、保護者に周知して、早朝預かりを実施してみてもどうかと。いろんな事情はあると思います。そういう時に相談を受けたら、ちょっと用務員さんが7時からということですが、と思いますけど、どうですか。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士次長。

教育次長（富士青美） 自席から失礼いたします。本町では児童の安全面を考慮し、従来、部団登校を原則としています。中には5人程度の少人数の部団もあり、そのような部団の児童が早朝預かりに参加すると、部団登校の異議を持たない地域が生じることにもなります。

各地域や家庭などで協力いただき、うまく対処していただいているものと推察して

います。また、現状で、今後難しくなってきた段階で、本町においても取組を検討したいと考えております。

以上です。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） 家庭によっていろいろ違います。私も朝、見守りで立ってますが、小学校 1 年生でも、お姉ちゃんお兄ちゃんおれば、一緒に出てきて時間どおりとかね。それが小 1 で、それが一番上とかいうようなケースで、また共働き、いろんな状況があると思うんです。そういう時にちょっとね、頼ってきた時はそういう形で。私が住んでるところでは朝、防犯の皆さん 10 人ぐらいおられまして、こまめにやってくださってます。そういうところにね、ちょっと相談すれば、時間ちょっと早めに公園の所で見てくれるとか、いろんな状況があると思うんですよ。もう見守りも、全然な所も地域であると思います。

だから、そういうところをね、ちょっと相談を受けたら教育委員会の間に入って、その地域やら用務員さんにも声かけたり、7 時から開けてくださるとあるので安心は、ちょっとしました。あれな場合は頼れる訳ですから。その辺もね、ちょっと相談等あれば乗ってあげて欲しいなと思います。その辺、次長よろしく。

それで、私も朝、今度は通学でいろんな地域あります。窪田 2 か所とかしの木台。今、私、朝見てるのは。だから町長の地元から 6 年生が来年抜けたら 4 人、メンバーがちょっと、学年も低い。そういう所もあります。そこへ小学校 1 年生もおればね、加わったり。かしの木台の中に入ってくれば 10 人ぐらいで、誰かがジャンパー着たのがありますからね。そのコーナンの通りとか、家から集まる所から、そういう状況もね、今後、防犯の人とか地域でちょっとね、ここちょっと頼りないなと、朝、出て来るのにね、メンバー的に低学年とか、そういうこともひっくるめてね、ちょっと今後お願いしたいなと、教育委員会の方で、思います。

それと先般、森田議員、笠目の方でちょっと変質者みたいなのが出て、生徒が手にバイクの番号を書いて。こういうのは公に出せばまた仕返しされたりとかあるんで、学校内でね、ちょっと教育長の方で、教育委員会なり安全安心課、どっちでもあれなんですけど、ちょっと表彰というかね、こういう事例があったと。それで、その子を表彰してね、何かでやるとか。ほんだらまた他の生徒にもいい影響というか、与えるん

じゃないかなと、ちょっと思いました。

写真やら、いろんな物を出せば、また仕返しされたとかいう。こんな事例で犯人捕まったと言うたら、もう本当、何かニュースで流しても全国的に取り上げてくれそうなことだと思いますよ。その機転というかね、その子どもさんの。将来いろんな面で素晴らしいなと思いました。そういう人をちょっと学校内で表彰なりね、ちょっとして、こういう事例があったという部分では、外にあまり広がらないと思うんで。ちょっとその辺も教育長またいろいろと考えてください。

それと最後に、この豊中市は義務教育学校も進んでるみたいですよ。

この質問は、これで終わります。

議長（森田 瞳） はい。この質問は、これで終わります。

次に、「A E D講習について」答弁を求めます。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

（富士教育次長 登壇）

教育次長（富士青美） 福井議員の三つ目の御質問にお答えします。

万が一の事態に備えて、救命教育及びA E Dの使用方法を学習していくことは大変重要なことであると考えております。現在、学校において、プール学習指導前に西和消防署の御協力の下、教員を対象にして水難事故に備えた救急対応訓練を実施しております。その際にA E Dの使い方も含めた心肺蘇生の訓練を実施しています。

中学校では、体育の先生が研修を受けています。

小中学校ともに、適切な判断と、いざというときに使用できることが大事であるため、反復して受講する必要があります。全教職員がA E D講習を受講できる機会を設け、また学校現場での、緊急事態における救急動作一連の流れの学習の中で、児童生徒には、発達段階に応じてA E Dの機能や設置場所を伝えてまいります。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） 小中学生でですね、A E D 講習を受けるようなことはできませんかね。

安全安心課長（吉田貴史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

安全安心課長（吉田貴史） 自席より失礼します。安全安心課の吉田です。福井議員の質問にお答えさせていただきます。

小学校・中学校等でA E D 講習が受けられるかという段階ですが、奈良県の広域消防に問い合わせたところ、基本的に普通救命講習は大人を対象としている。これが小中学校対象とすると、実施講習の場合、体力、腕力が成人に比べて厳しいところがあるので、奈良県広域消防組合管内では実施していない。ということです。ただし、小学校5年、6年を対象とした90分の、講義中心の普通救命講習の入門コースがあるのですが、それは予防課に相談すれば実施は可能ということです。

以上です。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） ちょっとでもね、いろんなケースを作って、イベントなりで両親というか、親御さんと一緒に来て体験さすとかね。

この件のあれでしたら、結局そのマラソン大会みたいのでなったということで、亡くなったということですから。市町村対抗駅伝がまた毎年あります。その練習が始まる前にね、そのメンバーにまず、だけでもちょっとそういう体験をさすとか、そういうこともちょっと頭に入れていただいて、ちょっとずつでも広めていくというようなことも必要じゃないかなと思いますが、吉田安全安心課長、また教育次長と一緒にいろいろと考えて、やって欲しいと思います。

以前からよく言ってますが、体験型の、教育長にも前に言いましたが、体験型の、いろんなことをさせて、それで高校に行った時に、安堵の子は違うなというようなことをいろいろやらせて欲しいと思います。

この件は、これで終わります。

議長（森田 瞳） はい。次に、「教員不足解消について」答弁を求めます。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

（富士教育次長 登壇）

教育次長（富士青美） 福井議員の四つ目の御質問にお答えさせていただきます。

教員の確保は全国的な課題でもあります。産休育休の場合は県費講師が補充される優先度が高いですが、病気休暇の場合は１回あたり１か月以上の欠勤が見込まれないと補充はされません。会計年度任用職員の求人はハローワークに申し込み及び町ホームページに掲載という形でしておりますが、非常勤講師を町が募集しても、科目、授業時間数など条件に合う応募がなかなかないのが実情です。

こうした状況を鑑みますと、教員向けの求人サイト運営会社のシステムを活用することも対策の一つであると考えられます。

今後は、その方策も視野に入れて採用活動を行ってまいります。

４番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

４番（福井保夫） 川西・三宅町の状況等をいろいろまた参考にさせていただきたいと思います。

以前、浅野副議長が人材バンクを町内で人に、いろいろと、こういう先生してた人もいますよとかというような話もあったと思います。そういうこともひっくるめてね、まず町内の中で、こういう資格を持っておられる方がいるとか、そういうことの募集なり調査をしてね、の必要かなと思います。

最近、保育士さんが足らんと。その方向の求人サイトみたいなのはないのかね、ちょっと１回調べてみるとか、この教師の「クイッケン」かな、ここの会社に聞いてみるとか、何かいろいろ手を広げてみて欲しいなという気もします。

この辺また、藤岡課長、ちょっと参考にしてね、いろいろと調べてみて欲しいなと思います。他町はどうやって人を集めとるかとか、そういうこともひっくるめてよろしくをお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。これで福井議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 次に、6番 上林議員の一般質問を許します。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

（上林議員 登壇）

6番（上林勝美） 議席番号6番 上林です。議長のお許しを得ましたので一般質問を行います。

「1. 補助金の適正な支出について」。①補助金の種類や目的はどのようになっているのか。②毎年度適正な補助金の運用のため取り組んでいることがあるか伺う。

「2. こども園の待機児童について」。1から2歳児で待機児童が発生していると聞いている。年度途中からの入園は厳しいと言われているが、共働きにより保育のニーズは高まっている。待機児童が出ないように改善はできないか。

「3. パートナーシップ宣誓制度について」。県と10の自治体が制度を開始している。一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを首長に対し宣誓する制度である。行政手続等が婚姻関係にあるものと同様に利用できることで、生きづらさや困りごとが少しでも解消されることが望まれる。安堵町でも実施できないか。

「4. 公園の管理について」。安堵踏切南側の公園が、長期間草刈りせず放置されているため利用できない状態になっていた。管理はどのようになっているのか。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） はじめに「Ⅰ. 補助金の適正な支出について」答弁を求めます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

（富井副町長 登壇）

副町長（富井文枝） 改めまして、おはようございます。副町長の富井でございます。それでは、上林議員の一つ目の質問についてお答えをいたします。

一つ目の、補助金の種類と目的について、という御質問でございますが、補助金の種類は大きく分けまして、各種団体の運営活動に対する補助金と、個別具体の特定の事業に対する補助金がございます。その目的は、補助金を交付することで、その活動や特定の事業を助成し、広く公益に供することであり、詳細な目的の部分は補助金ごとに異なってまいります。

補助している主な団体でございますが、安堵町では、社会福祉協議会、そして商工会といった公益性の高い団体への補助や、老人クラブ連合会やスポーツ協会といった、事業活動によって補助し、社会福祉や文化、そしてスポーツなどの推進に寄与すると認められる団体に対して補助をしております。

なお、今回、初日に可決をいただきました、中家住宅改修についても一部補助するものでございます。

次に、二つ目の御質問でございますが、補助金の適正な運用についてでございます。基本的には、各担当課におきまして団体に対する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則及び各種補助金要綱に基づいて、補助団体から補助金申請書を基に審査を行っているところでございます。

補助団体につきましては、それぞれの団体に会計監査を行う幹事が置かれておりまして、団体の決算監査において収支決算の内容と帳簿及び帳票書類を照合され、適正に処理されているかどうかを確認をいただいているところでございます。その後に、各担当課で団体から実績報告書等を受け取りまして、改めて確認をいたしております。

町全体といたしまして、各担当課に対して予算審査及び予算執行時に各種補助金について、交付した補助金が有効に活用され適正な処理がされているかどうかの精査するなどの実態を把握し、一層の改善・合理化を進めるよう指導を行っているところで

ございます。今後におきましても、補助団体において、補助金が適正に執行され適切に会計処理が行われるよう、周知徹底をしてみたいと思います。

なお、各部局の補助金の執行状況等につきましては、部局より改めて答弁をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 様々な補助金があり、様々な団体や、その他の具体的なことに対して補助金を支出しているということで、一般論として適正な監査や執行をされて、適宜、帳簿書類を確認してやっておられるということでありました。

補助金については、地方自治法の 232 条の 2 項において「その公益上必要がある場合においては、寄付または補助をすることができる」というふうにされており、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合、当該補助事業に対して交付ができ、その補助金を交付する際は、公金であることに鑑み、地方公共団体がその行政目的を達成する上で、他の手法と比較した場合に最も効果的な手法であることが前提となるものである。

財政上のバランスを考え、単に補助金の削減を進めていくというのではなく、市民と行政の役割分担を明確にするとともに、より変化する市民のニーズに対応した補助制度が求められると考えます。

補助金ガイドラインや交付要綱などを策定している所もあり、安堵町も交付要綱を作成しているということでございます。

補助金の基本的な視点としまして、補助金は公益的な活動の活性化や施策展開をする上で非常に有効であると考えますが、全体的な視点がなければ不公平なものとなり、結果として効率的・効果的な運用ができなくなってしまうということになってしまいます。

視点としまして基本的には次のことが挙げられると思います。1. 公益性。事業の目的や内容が広く市民生活の向上に寄与し、客観的に公益性が認められること。また、2. 必要性。現在の社会経済情勢や市の施策に合致し、市と市民との役割分担の中で市が補助すべき事業であること。3. 公平性。特定の団体に限定されておらず、他団体との間で公平性が保たれていること。4. 有効性・効率性。目的目標が適切に設定

をされていること。

補助によることが、他の手法と比べて費用対効果が高いものであることなどが考えられておりますが、以上の観点から当町としても補助金の適正な運用がされているということで求められております。

そこで今、総務部から報告がありましたが、他の部署での、その補助金の適正な扱いについて現状と、どのように取り組まれてるかお伺いいたします。

教育委員会、お願いします。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

教育次長（富士青美） 自席から失礼いたします。教育委員会の補助金の状況について御説明させていただきます。

先ほど、副町長が答弁されたところでいただいたように、教育委員会関係の学校教育・社会教育の補助金についても、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則及び各補助金要綱に基づき、申請書をもとに審査を行い、適正に運用しております。

どのような補助金があるかということですが、主なものを申し上げますと、部活動参加補助金。これは中学校の生徒及び部の経済的負担の軽減、また、部活動の振興のために交付するものでございます。そして、学校給食費補助金。保護者の経済的負担を軽減するために、本町が補助をしています。そして、安堵町の人権推進協議会補助金。町内における人権教育の推進に係る補助金でございます。そして、町スポーツ協会補助金。町民のスポーツ振興及び発展を目的とした補助金です。そして、すこやか安堵スポーツクラブ補助金。こちらも町民のスポーツへの親しみ、生きがい、健康増進を図るために、このことを目的とした補助金です。主なものとしてまして、そして町民体育祭実行委員会補助金。これは町民体育祭の振興と、町民体育祭が有意義に、そして安全に進められるように補助するものでございます。

以上です。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 教育委員会の方でも、社会教育や、そういうイベント、体育祭などを適正に運用されてるということで報告がありました。

次に、事業部お願いします。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬事業部長。

事業部長（廣瀬好郁） 自席より失礼いたします。事業部での補助金の状況についてですが、先ほど、副町長からも答弁にありましたとおり、事業部では各種団体や実行委員会の運営費に補助をしております。それぞれ要綱を定め、収支の書類審査を行い、必要と認めた経費を適正に補助しているところでございます。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 事業部でも適正に執行管理をしているというふうに答えられました。

次に住民生活部、部長がお休みですが、お願いします。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

森田議長 吉田住民課長。

住民課長（吉田彰宏） 自席より失礼します。住民生活部の所管事務におきましても、現在各種団体の運営・活動に対する補助金、例えば民生児童委員への活動補助金、遺族会等の補助金など、それぞれの補助金の交付要綱等の規程や規則に基づきまして、適正な事務執行に努めておるところでございます。

以上です。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 現在、住民生活部も、民生児童委員など適正に運用管理しているという報告でした。

そして、お尋ねします。令和2年安堵町同和地区産業廃棄物処理組合の補助金についてということで、住民生活部にお尋ねいたします。令和2年8月から令和3年3月分までの補助金について、本年1月の奈良地裁の判決がありましたが、その概要と受け止め。そしてもう一つは、令和2年7月以前の県補助金について、このことについて県からの返還命令が出て、当町でも補正予算を組んで県に返還するということを議会決議いたしましたが、このことについて概要、簡単に結構ですので説明をお願いします。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

森田議長 はい。吉田住民課長。

住民課長（吉田彰宏） 令和2年8月から令和3年3月までの、裁判になった部分に関しまして、まず住民監査請求が令和3年9月1日に行われ、それを不服として訴訟を起こされ、それに対して裁判がなされ、町長が損害賠償を町に支払うという事例がございました。

その判決を受けて、その産業廃棄物の中に県の補助対象分の特定産廃、皮革とかヘップサンダル等がありまして、県からその判決よりも、令和2年7月以前の部分は、その産廃が含まれていたかどうかという調査を行えということで、県から依頼がありまして、その以前について、うちは組合の役員名簿に載ってる役員の方々と、その当時事務処理を行った職員の聞き取り調査等を行いまして、實際上、その県の補助対象が含まれているかどうかというのがわからないということで、その数値自体も、報告しているのも推測値ということで、数量も正しく、県の方から訂正してくださいということを求められておりましたが、うちとしても、正しいものの数値というのを示すことができなかったという旨を県の方に報告したところ、平成26年度から、民法上の10年ということで、平成26年から令和2年7月までの県の補助金を返すように求められました。

先般、11月1日に臨時議会を開いていただき、補助金の本体部分及び延滞加算金ということで400万弱の支払いを11月中に終えたところでございます。

以上です。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 先ほど、各部から補助金の適正な運用管理についてということで報告がありました。今の、この同和産廃の補助金に関しては、そういう不適切な取り扱いが長年に渡って行われていたということは、これはもう裁判と県への返還ということで紛れもない事実というふうになっております。こういったことが他にないのか。そして、もしそういうことが疑われた場合には担当職員、担当責任者として、公益通報者保護法ということで、上部機関や県そして他の行政機関などにも、その方の秘密を保った上で通報する制度もあります。

今、述べました、そういった補助、産廃に関してはこういう取り扱いが現実なされてきたということをお大変遺憾に思い、重大な事実であります。こういったことを今後とも、なくしていくべく、町としても取り組んでおられるところですが、改めまして西本町長の受け止めと、今後のあるべき姿に対する見解をお伺いいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） 同和産廃の件につきまして、県の補助要綱はヘップサンダルと皮革の残さいと言うのですか、それで、私どもの方は、それも含み、さらに多品目について補助金を交付するというところで行って行りましたが、県が言う数量と全体との数字の数量をきっちりと把握できていなかったというのが、そもそもの、この行き違いのところでございます。決して、県の言ってるやつがすべてなかったということではない。ただ、把握できないので、これ実務的に申し上げますと、毎回毎回出されるやつを職員がチェックは、恐らくできなかったんだと思います。だから、推定値で報告しておいて、県もそれを承認しておいたということが大きな流れでございます。

しかしながら、このことが表にと言うのですか、指摘されましたので県としても、確認はできなかったけど、ちょっとややこしい問題だから全部返せということで、私どもも、それに対して反論ができなかったんで返したというのが実情でございます。

ですから、その制度についてはもう廃止しておりますので、そういうややこしい何て言うんですか、確認できないような仕組みについては、もう廃止すべきだということで廃止しておりますんで、今は産業廃棄物については適切に処理をされていると、過去の反省の下にされていると解釈はしているところでございます。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 今、町長の方から、県はヘップサンダルと皮革製品ということで、町の方では取り扱いが、それも交ざった上での、全体の中でしていたと。しかし、その担当者がそこまで毎月の総量、種類とかね、できなかったということで、県も確認しなかったということなんですが、それをやっぱり、補助金を執行にあたっては、やっぱり確認していくというのが、必ず必要だと思いますので、その点、町長はどうお考えですかね。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） 毎回毎回の確認。それが数量、この件のことだけに限しての数量の確認であれば、できると思いますが、他のものも交じっての数量の確認というのは、現実的にそれはちょっと不可能かなと思います。そういうような仕組みでありましたので、非常に疑われることにつきまして、やはりもう制度をなくしていくということで、今は、それぞれの企業が独自にやっていたいているということでございます。

確かに、理論上は、確認して処理せんかい。ということにはなるんですけど、この仕組み自身が、ちょっとそれはできなかったような、非常に困難だったような仕組みだったと思いますので、それは補助制度を打ち切らせていただいたということでございます。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） この制度については、もう廃止したということで今、町長の方から答弁がありました。もう、これ以上はお聞きませんが、町の職員の皆さんにも、先ほど申し上げましたように公益通報者保護法なども、法整備もされております。これを言うたら処分を受けるとかね、兵庫県でも大きな問題になりましたけど、そういうことを心配せずに日々ね、やっぱり町民の目線で、町民主人公の立場でね、取り組んでいただけたら、その方が言うたとしても、県に対して、必ず秘密は保護されますので、そういったことも含めて新たなガイドライン、また要綱なども整備を見直していただいて、やっていただきたいとお願いしまして、この質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。次に「2. こども園の待機児童について」答弁を求めます。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。藤岡子ども家庭推進室課長。

（藤岡子ども家庭推進室課長 登壇）

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） 子ども家庭推進室 藤岡です。よろしくお願いします。

それでは、上林議員の二つ目の御質問、「こども園の待機児童について」お答えさせていただきます。

安堵こども園におきまして、令和6年4月当初の時点での待機児童はゼロでございました。その後、途中入園の希望者により11月末現在では0歳児8名、1歳児が2名、3歳児が1名の合計11名の待機児童が生じております。

こども園では保育室の広さと、配置できる保育教員の人数によりまして、学年ごとに園児の受け入れ可能人数が決まってきます。保育室の広さを大きくすることは、大規模な施設改修・施設整備を伴うことから、現実的な対策としては、十分な人数の保育教諭を確保することが重要となっております。

こうしたことから、できるだけ待機児童が生じないように年度途中の採用を含めた、保育教諭の採用試験を本年7月に実施しましたが、最終的に人材確保には至りませんでした。現在、来年度に向けて再度、保育教諭の採用を募集しておりますが、応募状

況は大変厳しい状況であります。保育教諭の人材不足は安堵町に限ったことではなく、低年齢児からの入園希望者の増加に加えまして、令和5年度から保育教諭の配置基準が見直されたことにより、全国的な保育教諭不足になっているのが現状でございます。

大変厳しい状況ではございますが、できるだけ待機児童が生じないように人材確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 現時点で11名の待機児童が0歳児、低年齢児中心に発生をしておるといことで、この方々が来年の4月に入れるように是非とも取り組んでいただきたいというふうに考えます。

保育所は、保護者の就労などにより自宅での保育が難しい子どもを預かり、保育する施設です。保育所では主に保育士が中心となり、日々の保育や保護者対応、イベントの企画運営などを行っております。乳幼児期における教育・保育は子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯に関わる人格形成の基礎を養う上で極めて重要です。安堵こども園理念。

保育所の拡充、保育の受け皿の拡大、就学前人口の減少により、待機児童数は、ここ数年、大幅に減少はしているものの、保育士不足の施設も少なくありません。保育士の有効求人倍率は3.54倍と、全職種1.35倍を大きく上回っています。24年1月。2024年には75年ぶりに配置基準が見直され、保育士の負担軽減や保育の質向上が期待をされています。一方で、26年からは保護者の就労や利用目的を問わず、0歳から2歳の子どもが保育施設に通える「こども誰でも通園制度」が開始予定のため、保育の現場では職員の負担増が懸念されています。

保護者にとって利用しやすい保育所の整備だけでなく、保育士の人員確保・処遇改善が進められることが求められています。安堵こども園でも、保育士の確保が今、説明にありましたように、採用試験を行って合格通知を出したにもかかわらず、全員が辞退をされた。5名、6名、全員が辞退されたということになっております。

そこで、先ほど福井議員の質問にもありましたが、安堵町内での保育士免許の経験者、年齢制限を緩和しながら、そういった募集も併せて、今現在取り組んでおられる新規採用の中で、それは取り組むことは、どうお考えでしょうか。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

総合政策課長（増田篤人） 自席より失礼いたします。総合政策課 増田でございます。今、藤岡課長からも説明がありましたが、来年度に向けて再度、保育教諭の採用募集の方を行っているところであります。その募集につきましては、年齢制限等を緩和した上で募集をしているところなんですけれども、今のところ申し込みがないという状況でございます。今後どうしていくかということについては、先ほど福井議員のお話もありましたが、そういった方法も考えつつですね、改めてどういう方向で考えていくのかっていうことを整理していかないと、なかなか保育園運営にも支障が出てくるかと思いますので、いい方法を今後検討していきたいというふうには考えております。苦勞しているところではあります。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 人材確保について、緩和措置をして考えていきたいということで、大変厳しい状況であるということなんですが、現在12月20日が応募締め切りだと思うんですが、応募状況どうでしょうか。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総合政策課長 増田君。

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田です。今のところ受験申し込みの方は、保育教諭については、ないという状況でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 応募がないということで、本当に厳しい状況になっております。来年4月1日を見据えて、必ず保育教諭さんを募集して、採用して町民の保護者の願いに応えていくということは、もう本当に求められているということになっております。もちろん各、畿央大学など、帝塚山学園などを訪問されて、勧誘活動もされておるといふふうに聞き及んでおりますが、私たちも知恵を絞ってやっていきたいところですが、最後に町長の、このことに関して、保育士さんの募集について受け止めをお願いいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） 私、最初から、待機児童は出さない保育運営をやっていきたい。ということは、ずっと言っております。年度当初には何とか今まで、やりくりしながら、ゼロだったんですけど、途中からやはり増えてくると。もう満杯採っているから受け入れできないと。じゃあ何をしたらいいのか。保育園を建て替えすりゃいいという一つの話もあります。これは、ちょっと非現実的な話になります。次に、今おっしゃっているように、保育教諭を増やせばいいじゃないかと。当然のことなんですけれど。ということで、人件費は、かさんでも絶対に保育教諭は確保しようやないかということで、年度途中であっても何回か募集しております。他の自治体も今、取り合いをしておりますんでね。なかなか、こっちが丸を出しても、やっぱり辞退するわという、今そんなことになっております。

それは幾らかのやはり要因もあるかなと思います。当町は保育園が、こども園が1個だけやと。単に、複数持っている所と、どちらを選択されるか言うたら多分、複数以上持っている保育園の方に、どっちかと言うと心が傾くというようなこともあります。そういうこともありますので、非常に厳しい問題だと思います。

そして、ただ応募すれば、その方々は、すべて採用するかと言うと、やはり大事な小さな子どもを預けますんで、その方の今までの実績とか資質も判断せないかん。何でもかんでもという訳には、いきませんので、その兼ね合いが非常に難しいところでございます。

必ず保育教諭を確保するという覚悟で向かっては、おります。できるだけ努力をしたいと思いますので、御理解のほどよろしくをお願いしたいと思います。もし、お知り

合いの方いらっしゃったら、逆に推薦をお願いしたいなと思います。

昨日も、長くなりますが昨日、実は保育園のもちつきだったんです。議長も、私も行って一生懸命、園児と一緒にもちをつきました。若い先生ばかりじゃなしにOBの先生も皆、来てくれてます。できるだけ、言い方悪いけど、かき集めてやっておりますが、それでも足りないんで、できるだけ募集は複数回やっていきたいと思いますが、またお知り合いの方もいらっしゃったら御紹介をいただきたい、このように思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） なかなか、西本町長も苦しいということで、人材の確保、本当に厳しい状況なんですけど、他の町では複数園があって、選択ができると。当町は1園だけということの理由も、一部にはあるかもわからないということなんですけど、そしたら当町として、その方々に魅力ある職場としてね、映るような形で処遇改善、そういったことも、募集にあたっては望まれると思うんですが、処遇改善は検討されておりますか。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田課長。

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。処遇の改善ということで、給与面のことを上林議員おっしゃってるのかと思うんですけども、いろいろ職種別の給料表等、県内でそういったことを実施してる場所があるかっていうところも調べさせてもらったんですけども、県内ではなくて、保育教諭であるからといってその方の給料を上げるっていうことについては、なかなか技術的にも、事務的にも難しいかなと思いますので、その他の方法で何かないかということは、今後考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 処遇改善も行政職ということで、なかなか難しいと。難しい、難しい言うてたら何もできませんので、もう今現在、応募がゼロですので、この事の重大性ということで、あらゆる手だてを尽くして募集活動をするということをお願いいたしまして、この質問を終わります。

議長（森田 瞳） 今、上林議員の質問中でございますけれども、只今 11 時 10 分。11 時 20 分まで暫時休憩いたします。

休 憩（午前 11 時 10 分）

再 開（午前 11 時 20 分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開いたします。

上林議員の一般質問の途中ですけれども、次に「3. パートナーシップ宣誓制度について」答弁を求めます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

（富井副町長 登壇）

副町長（富井文枝） 富井でございます。それでは、上林議員の御質問にお答えをいたします。

パートナーシップ宣誓制度は、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自に性的マイノリティのカップルに対して、結婚に相当する関係とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度でございます。

性的マイノリティの理解を深めるために、社会全体で様々な啓発活動に取り組まれ

ているところではございますが、差別や偏見により性的マイノリティの方が、住居の入居、そして企業採用、保険の受け取りなど、社会生活において多くの課題があると認識をしております。

現在、本町では、奈良県をはじめ、近隣自治体の先進事例の情報収集に努めております。本町といたしましては、性の多様性を認め合い、尊重し合うまちづくりが必要であると考えておりますので、今後、他の自治体の事例を参考にしながら、パートナーシップ宣誓制度の導入に向けて検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 近隣自治体の様子などを伺いながら、パートナーシップ宣誓制度の意義については十分認識していると。そのため、調べて当町としても採用していきたいという答弁でした。

パートナーシップ宣誓制度は、改めて、地方自治体が、戸籍上同性であるカップル、または様々な事情により婚姻をすることができない事実婚のカップル、あるいは婚姻という形を選ばないカップルに対して、二人のパートナーシップが婚姻と同等であると証明する制度です。この制度は法律で定められたものではなく、自治体が条例や要綱で定める制度であり、法的拘束力はありませんし、その自治体のみで効力を発揮する地域限定のものです。同性パートナーなどは、婚姻関係にある夫婦と同様に生活を共にしていても、入院先の病院での面会ができなかったり、手術の同意や説明・意思決定などができない、住宅ローンや賃貸住宅などを利用できないなどの不利益を被っています。それを地方自治体が、婚姻と同等であると認めることにより、公営住宅の入居や病院での家族としての扱いを受けられたり、法律婚に近い権利や待遇を受けられるようになります。

近年、LGBTなど、セクシャルマイノリティの方々に対する理解が広がっており、この制度を導入する自治体が年々大きく広がっております。パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体は2021年4月の段階で104の自治体でしたが、その後、私がインターネットで調べたところ、今年の5月末時点で459自治体、そして宣誓されたカップルは7,351組が登録されているというふうに載っておりました。

この取組は、実施自治体によって様々な知見が今、積み重ねられておりまして、より

よい制度の導入が模索されております。そうした中で、新たに出てきたのが、ファミリーシップ制度です。例えば、子どものいる同性カップルというのは、子どもにまつわる手続きをしたいと思った時に、戸籍上の実の親ではないと手続きができなかったり、保育面で子どもが熱を出した時などに、迎えに行きたくても血の繋がった親族でないと緊急連絡先に入れないなど、様々な問題があります。そんな時に、ファミリーシップ制度では、パートナー間の関係だけでなく、子どもを含めた関係を行政に登録できます。

このように、全国の自治体で取組が広がり、その経験を通じてよりよい制度へと進化・発展しているという状況です。私は、性的マイノリティの方々への理解を深め、広げるためには、まず公である町が理解を示して制度を導入すべきだと考えますが、今、採用していきたいという御答弁でしたが、改めて要綱などを調べてするというところでよろしいでしょうか。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） 検討してまいりたいと考えておりますので、ファミリーシップ宣誓制度につきましても、新たに2市町が導入されておりますが、そういったことも含めて、また検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） パートナーシップ制度、そしてファミリーシップ制度についても、その意義を認めて採用していきたい、制度として確立していきたいということで確認させていただきました。

議長（森田 瞳） そうじゃないで。検討してきたいということで、おっしゃってるで。

6 番（上林勝美） 検討していきたいと。前向きにということで。

議長（森田 瞳） それ副町長、はっきり答弁やりなさいよ。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。

副町長（富井文枝） ですので、近隣の情勢も含めて、また県、それから近隣の市町村も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 早急に、前向きに検討をお願いしまして、この質問については終わらせていただきます。

議長（森田 瞳） はい。次に「4. 公園の管理について」答弁を求めます。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬事業部長。

（廣瀬事業部長 登壇）

事業部長（廣瀬好郁） 事業部の廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。それでは上林議員の御質問にお答えいたします。

町内の草刈りは、事業部の管理施設におきまして通常年2回、夏前と秋以降に草刈りを実施しております。しかしながら、近年の異常気象が原因なのか、雑草の異常な成長のせいで、草が伸びた状態である期間が長くなってしまうこともあり、議員が言っておられる、利用ができない状態に一時的になっていることは理解しております。以上です。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 年に2回、刈っていただいているということなのですが、猛暑の日が多くて、草の伸びも変わってきてるかとは思いますが、私がたまたま通った安堵踏切の南側の東安堵改良事業で作られた公園なのですが、もう草がぼうぼうで、かなり長期間に渡って利用できないという状況が見受けられました。

町内の公園は、いくつあって、町管理、町が草刈りを実施してるのはどれぐらいありますか。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬事業部長。

事業部長（廣瀬好郁） 自席から失礼いたします。今、御質問の公園の数でございますが、都市公園で7か所、その他公園で11か所ございます。そのうち、町の方で草刈りを実施しているのは中央公園と小集落地区事業で作った公園のみとなっております。

以上です。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 都市公園として位置付けられてる公園が7か所、その他の公園が11か所ということで、たくさんの公園を管理しておられるんですが、町管理は2か所ということで、その他の公園についてはどのように管理がなされておりますか。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬部長。

事業部長（廣瀬好郁） 自席から失礼いたします。その他の、町で草を刈っていない公園につきましては、地元自治会の方で草刈り等をお願いしているところでございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） その他の公園が、私も町内走っておりまして見ておりますが、ほとんどの公園が綺麗に草を刈って手入れをされております。しかしながら、私が見受けました東安堵の、この公園につきましては放ったらかしで、大変見苦しいし、子どもたちの通学路の横でもありますし、子どもたちがもちろん遊ぶ場所でもあります。

公園の管理については、年2回ということですが、これで望ましいと考えておられますか。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬部長。

事業部長（廣瀬好郁） 草刈りにつきましては、年2回を一応基準としておりまして、それ以外でも草が伸びた状態である時には、臨時的に草刈りをしているという状況もあります。

草刈りの時期とか、回数の調整については今後工夫しながら、子どもたちが公園を利用しやすいように、また職員のパトロールもちょっと強化しながら、関係機関等も連携させていただいて管理を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 町の方でパトロールなども実施しながら、毎日あそこを町の職員さん誰かは通っておると思いますのでね、もしああいう状態を見かけたら、事業課じゃなくても他の課、他の部であろうとも、やはり町の管理してる施設が見苦しく、草ぼうぼ

うで住民の方々が使えない状況になっているということで、垣根を越えてお互い、情報を集めてやっていただきたいなと思います。また、近隣から苦情を言われる前に、やはり刈っておくのが望ましいと考えます。

それと併せてですけど、公園の近くが通学路になっておりましてね、その通学路についても、通学されてる子どもさんから、歩道の中に草がぼうぼうで生えていて通学できないけど。ということで親御さんから連絡が入りまして、そういったことも、通学路については担当課が違うんですかね。

議長（森田 瞳） 今おっしゃってるのは、県道の部分か。

6 番（上林勝美） すみません議長。場所は、安堵交番から安堵踏切の間の通学路。井上カーサービスの前からずっと来た所なんですけど、そこは管轄は教育委員会になるんですかね。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬部長。

事業部長（廣瀬好郁） 自席から失礼いたします。通学路等も含めまして、車道歩道につきましては事業課の方で管理しておりますので、もし何か目につく点がありましたら、また窓口の方へちょっと御一報、申し訳ないですけど御一報いただきましたら、ありがたく思っております。

以上です。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） ありましたらということで、住民さんから言う前にですね、毎日、町の方がそこを通勤なり、お仕事の関係で毎日、トラックとか自分のマイカーとかね、走らして通っておられると思うんですね。だから、ここは通学路で、ここは公園なんだ。子どもさんが遊べない、通学が支障があるということで見たら、事業部の管轄ということで今おっしゃられたんですけど、他の部でもね、見られたら、ここをちょっと刈

ってあげて欲しいなということで、住民の方から言われる前に、やはり事前に刈って
いただきたいということをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（森田 瞳） はい。上林議員の質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて、８番 増井議員の一般質問を許します。

８番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

（増井議員 登壇）

８番（増井敬史） おはようございます。議席番号８番 増井敬史でございます。議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回は２項目についてです。

１番目、「小中学校における授業支援システムについて」小中学校においては児童生徒にタブレットが配布され、授業においても活用されているとのことです。授業支援システムとして電子黒板とタブレットの相互通信を行って、教員の課題配布をタブレット上で行ったり、児童の回答を電子黒板上に一斉集約し、比較できる機能があります。小中学校の電子黒板などのＩＣＴ機器の導入について、現状どのように進めているのか。また、今後の計画について伺う。

２番目、「小中学校での避難訓練について」安堵町小学校・中学校においても大規模災害に備えて避難訓練を実施されていると思いますが、どのように実施されているのか伺います。

以上です。

議長（森田 瞳） はじめに「１．小中学校における授業支援システムについて」答弁を求めます。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

（富士教育次長 登壇）

教育次長（富士青美） 増井議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、議員御指摘の授業支援システム、本町における、いわゆるGIGAスクール構想の実態について御説明いたします。児童生徒一人につき1台のタブレット端末が整備され、本町においては「ロイロノート・スクール」という名称のアプリケーションを使用しています。そこには、それぞれの子どもたちの思考を助け、考えを人に伝えることができる仕組みが備わっています。課題に対する各自の考えをデータで提出すると、教室に設置している大型モニターに映し出され、その内容をリアルタイムで共有し、多様な考えや意見に触れることができます。これは、新学習指導要領で求められている、主体的で対話的な学びを効率よく進めるツールとして活用されています。

子どもたちは、タブレット端末の基本的な操作機能を習得し、学校で日常的な教材や文房具の一つとして使いこなしています。教員は、タブレット端末を使った、正しく適切に情報を収集することや理解ができるよう指導されています。

今後の計画についてですが、令和2年度にタブレットが導入されて以来、5年が経過する令和7年度には、全児童生徒の端末の更新時期を迎えます。教育委員会としては、今後も子どもたちの学びを助け、ツールとして端末やアプリケーションの充実と、ICT環境を整備し、教員のICT活用指導力の向上にも努めてまいります。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

8番（増井敬史） 私が考えていたよりも、かなり安堵町におきましてもICT環境ですね、整備されて、実際、小学校中学校におきましても、そのような学習の変革ですね、行われているということですので、今後ともですね、教育というのは無形財産といいますか、一番大事なことだと思いますので、そのように進めていっていただきたいと思っています。

また、電子黒板等の導入については、どのようにされてるんでしょうか。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育長。

教育長（辰己秀雄） 自席から失礼します。今、聞かれてます電子黒板という、いわゆる映像でっていう、黒板の代わりっていうのは非常に高価なものですので、すべての教室に配置してるということでは今のところではございませんが、大型モニターでそれを映し出してやっていると、その代わりにやっているというのが現状でございます。それは持ち運びもできますし、特に小学校の場合なんか、いつも必ずそれを使っているということではございませんので、ある意味、それを常駐しておきますと邪魔な形になりますので、それよりも、どちらかという大型モニターをＩＣＴの教材を使う場合は利用しているというのが現状でございます。

８番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

８番（増井敬史） 費用的なものですね、かなり整備されるのにお金がかかるということなんですけども、王寺の義務教育学校におきましてもですね、そのように電子黒板を利用してすごい、教育の質の向上ですとか、教職員の方がそれによってかなり事務を軽減されてるとかというような話をお聞きしておりますので、安堵町におきましてもそのようなですね、アプリケーション使って教育をされてるということですので、またそのように進めていただきたいと思います。

この件につきましては、以上で終わります。

議長（森田 瞳） はい。次に「２．小中学校での避難訓練について」答弁を求めます。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

(富士教育次長 登壇)

教育次長（富士青美） 増井議員の二つ目の御質問にお答えします。

大規模災害として、地震・火災が想定されますが、避難方法は、その状況によって異なります。避難訓練実施計画とマニュアルに基づいて実施しております。本町町立学校における災害発生時の避難訓練について申しますと、小学校では、地震が発生した際の児童の保護者への引き渡し訓練、シェイクアウト訓練及び火災発生時の避難訓練を、中学校では、地震発生時の避難訓練、シェイクアウト訓練、火災発生時の避難訓練を実施しております。

火災発生時は、全児童を緊急に屋外へ避難させる必要があります。避難経路を示し、各教室にも掲示して、児童生徒が平時に目視してわかるようにしているところです。

8 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） そのように定期的にですね、小学校中学校で訓練をされてるということなんですけども、テレビのニュースなんかで非常時の非常食をですね、学校給食で取り入れて、されてるということもありましたんですが、そういうふうな非常食の導入につきまして、検討もしていただきたいなと思いますので、その点につきましては、どうでしょうか。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

教育次長（富士青美） 災害の避難訓練に併せまして、議員御指摘のとおり、非常食についても、また導入も考えていきたいと思っております。今は、御飯についてアルファ米を使うことがございます。

8 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） 給食においてアルファ米も使われてるということですので、定期的にですね、そういう災害への備えということで、意識を高める意味でもまた継続していただきたいと思います。

そして、小中学校におきまして、避難所にもなっているということなんですけども、小中学校における、避難だけではなくて資材のですね、備蓄とかいうのも必要ではないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

安全安心課長（吉田貴史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田安全安心課長。

安全安心課長（吉田貴史） 自席より失礼します。安全安心課の吉田です。町内の備蓄としては基本1か所に、農協の東側の備蓄倉庫に、主に備蓄は1か所に大体固めております。

各避難所等には、少量ではありますが、いざという時用に、持ち運び等も時間がかかるので、いくらかの分は分散でちょっと避難用に置いております。

小中学校につきましては、今のところまだ置いてないということです。

以上です。

8 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） そうということで、以上で私の質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。これで増井議員の一般質問を終わります。

只今、11時46分です。

暫時休憩の後、午後1時開会いたします。

休 憩（午前11時46分）

再 開（午後 1時00分）

議長（森田 瞳） 休憩に引き続き、再開いたします。

次に、１番 松田議員の一般質問を許します。

１番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

（松田議員 登壇）

１番（松田 勝） １番 松田でございます。本日は二つの質問を行います。

まず一つ目ですけれども、「運動部活動の地域移行に向けた協議会（検討委員会）の設置について」令和４年の６月議会において、運動部活動の地域移行に関する一般質問を行ってから、早くも２年６ヶ月が経過いたしました。令和７年度中には休日の部活動の段階的な地域移行が完了するよう取組を進めなくてはなりません。そのためには、協議会（検討委員会）の設置が必要と思われます。町としての考え方を伺います。

二つ目といたしまして、「文化観光館「四弁花」の運用状況について」開館当初は、各曜日休日なしでの運用となっていました。数年後には土曜日を休日とすることになりました。文化観光館としての意味合いから言えば、土曜日休日というのは、いかがなものかと思えます。今後の運用方法について町としての考え方を伺います。また、最近の利用状況、物品の販売状況についても伺います。

以上２点です。

議長（森田 瞳） はじめに「１．運動部活動の地域移行に向けた協議会（検討委員会）の設置について」答弁を求めます。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

（富士教育次長 登壇）

教育次長（富士青美） 松田議員の御質問にお答えします。

学校で、部活動として行われてきたスポーツ文化芸術活動の地域移行について、スポーツ庁は令和５年度からの３年間で改革推進期間としてスタートさせました。本町の取組について御説明いたします。令和５年度には、受け皿となる地域のスポーツ文化活動の可能性を探るべく、地域と関わりのある人材や既存の地域スポーツ団体と連携しながら、球技・陸上・吹奏楽・ウエイトリフティングなどの体験活動を実施いたしました。今年度は、国の実証事業に参加表明し、補助金を活用しながら、ハンドボール体験・ジュニアランニング教室・音楽の広場を実施しております。

部活動改革に係る検討委員会は、現時点においては設置していません。今年５月、中学校の教職員の考え方を把握するためにアンケートを実施いたしましたが、そこから教職員は部活動の存続や大会運営、生徒対応や保護者対応、また平日と休日の引き継ぎなどについて懸念されていることなどが明らかになりました。他方、教員の負担軽減、地域中心での運用を期待する回答があります。

アンケート結果については、６月に校長ほか学校関係者を含む、部活動地域移行検討委員会の準備会で確認したところです。

１番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

１番（松田 勝） 只今の内容についてはですね、いろんなスポーツをやりながら取組をされようとしてるのかなというところも、うかがえる訳ですけれども、奈良県のホームページではですね、令和５年の６月時点で１１市町だけがまだ実証実験の計画を始めなかったということです。その後ですね、今年に入って、令和６年の６月時点で１８市町というふうに増えてます。その中に、安堵町が追加されてる訳ですけれども、この実証事業の内容について、どのようなことをされて、今後どのようにされていこうとしているのかについて伺います。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

教育次長（富士青美） この実証事業については、先ほどの答弁でも申し上げましたが、ハ

ンドボール体験、そしてジュニアランニング教室、音楽の広場がございます。ハンドボール体験は、地域の、安堵町内の指導者が、ハンドボールを子どもたちが体験できるように時間を設けて取り組んでくださっております。ジュニアランニング教室につきましては、昨年も行いましたが奈良市の陸上クラブの指導者に来ていただきまして、小学校から中学生を対象にしたランニング教室を開催いたしました。音楽の広場についてですが、ならウインドファミリーコンサート、こちらが安堵町のカルチャーセンターで定期的に、月1のペースですが、定期的に練習をされているところもあり、また文化祭での発表会でも最後を飾っていただいた、クラブでございます。こちらの方に指導していただいて、子どもたちに吹奏楽の楽しさを伝えていただいているところでございます。

今後についてですけれども、ジュニアランニング教室は年1日でございます。その他につきましては定期的に行っております。こちらで、指導者の都合にもよります。好評であれば、地域のクラブ活動としては、社会教育の方の生涯学習の方で続けていてもいいかなと思いますが、中学の部活動を、これを地域移行にするにあたっては、ちょっとまだ課題が多々ありますので、すぐにお答え、ちょっと差し控えさせていただきます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 先ほど答弁いただいた内容と、ちょっと私の認識が一致してなかったんではないかと思います。というのは、この実証事業を開始するにあたって新たに、こういうものを目的に何かしますよというふうな捉え方を私はしてたんですけれども、元々、先ほど言われたウエイトリフティングであるとか、ランニング教室等々については、その6月以前から実際やっているスポーツというふうに私は認識してます。ですから、奈良県のホームページに書いてある、6月時点で実証事業しますよというように時にはですね、また新たに部活動の、要は地域移行に持っていくための新たな事業を何か開始をされたんじゃないかというふうに思ったんですけれども、そうでもないということですね。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

教育次長（富士青美） 令和4年6月の松田議員の一般質問でも、町が他の方々からも、いろいろな意見をお聞きした上で考えていくと答弁させていただいたところ、松田議員の方から、それではなく町がまず案を作って、そして募っていくのも一つではないかという御意見をいただきました。ただ、町の方で、これがいいのではないかと準備したところ、蓋を開けてみたら参加者が少ない、また、そうして行く行くは続かない、そういった事案事象にもなりかねないと考えまして、今現在取り組んでいただいている指導者の方々に、この実証事業として、ちょっと参加の方をお願いしたところでございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） ということになれば、以前からやっておるいろんなスポーツを含めて、実証事業の中に入れましたということでの理解でいいかと思います。若干、私との認識が違いましたけれども、そういう理解をしたいと思います。

あとですね、先ほどの答弁の中で6月に実施をされたという、校長先生ほか学校関係者を含む、その準備委員会を開催されたようですけれども、その時に何か結論というのは出てるんでしょうか。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

教育次長（富士青美） 教職員対象にアンケートを行いまして、その結果を確認したところでございます。検討会を改めて設置する前の準備会として実情、部活動にかかわっていただいている方々などの、現場の先生方の御意見をアンケート調査させていただきました。

その準備会におきましては、その結果を学校長、そして教育委員会など、そして実際、部活動にもかかわっていただいている先生の代表の方々にも出席していただいた上で確認したところでございます。この機会においては、どうするという結果はまだ

出ておりませんが、地域のスポーツ関連団体、そして保護者、教職員、そしてまた生徒代表なども参加する会議で、もうちょっと練る必要があるだろうということで終わりました。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 学校の関係者を含んでですね、いろんな準備委員会をされたということなんで、私といたしましては、要は学校の先生方が、移行についてどのような考えを持っておられるとか、いろんな話をされたというふうには思ってるんですよ。ですから完全な、最終的な結論は出なかったかもわかりませんが、いろんなその経過であったり、学校としてどのように考えているかっていうのをね、やっぱり整理しておかないと、私がこう言ったところで、例えば今言うてるね、学校の先生方が、いやいやそんなことないで。という話になるんであれば、私の考え方もまた変えざるを得ないところもありますから、そういったところをちょっとわかるんであれば、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育長。

教育次長（辰己秀雄） 自席から失礼いたします。ぶっちゃけたところ言いますと、国が3年間で移行期間を設けてやるって旗印を上げられましたけれども、意外とその情報というのはクラブ活動をやっていただいている現場の先生方には、もしそういうことが行われたりしたらどういうことが起こってくるのかというような情報が、まだほとんど行き渡ってない状況でございました。基本的には、安堵中学校の先生方の思いとしては、今、出てるのは土日の部活動の地域移行ということですが、やっぱり基本的に部活動というのは大事にしていきたいという思いが、すごくございました。当然やっぱり平日の部活動も、やっていきたいというお気持ちが強く感じ取れました。

ただ、やはり働き方改革ということで、勤務日ではない土日も含めて、部活動を担当してる者は勤務に出なければならないというあたりについては、先生方の中では、やっぱり多少温度差はあるという実態がございました。

そこで、一番懸念されてたのは、平日部活動は指導すると。ほとんどやっぱり部活動については、やっぱり何らかの、この大会に向けて、こういうふうな結果を目指したいとかいう部分で、やっぱり進めてる生徒たちがほとんどですので、実態的には試合とかが、ほとんど土日になされてるという状況があると。その引率等に、あるいは大会役員としても、含めてですけれども、土日にされるその大会に参加できないというのは、ちょっとやっぱり考えてもらえないかというような意見が割と多かったように思います。

今、県や国が言ってるのは、その部分については、大会とかについては、そんなに多くはないので、その時は出張扱いで、職員と同様、それを振休として夏休みに取るというようなことはどうですかというお答えが、今のところしてる訳ですけれども、その辺の、やっぱり課題となるようなところは、まだちょっと国の方も県の方も整理しきれてないのが状況かなと、安堵中学校の先生方については、そういう思いが強かった状況を記憶しております。

以上です。

議長（森田 瞳） 富士次長、それでよろしいですか。

教育次長（富士青美） はい。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 要は、私が言いたいのはね、この部活動の移行、特に土休日ですね。平日はまだやろうとしてるところもありますが、やっぱりいろんなことを考えてまだやってないというのが実情だとは思いますが、この土日の部活動の移行は、最終的に安堵町として、もしできなければ、できないでいいのかどうか。まず一つね。

できなければ、できないでいいのかどうかで、逆に言えば、必ずやらなアカンということであれば、いろんな取組を早めにしないと、例えば指導者の確保とか、そういった面で非常に難しい面が出てくると。というのは、先行してるところは、どんどん指導者ね、例えば県に相談したりして紹介してもらったり、いろんなところから指導者を呼べますけれども、後発になってくると皆、指導者が先にどっか先発組に取られてね、もう後おらないというような状況を私が一番心配してる訳です。実際には。ですから、

安堵町としての取組をいかに早めるかというのが一つありますから、その教職員の方にも、絶対やらなければならないことだという認識はまだないのかなど。今の話を聞いてると、そういうふうに思いますから。そういう認識の違いをね、やっぱり教育委員会として、今後やっぱりどうしていくのかっていうのは大事になってきますんで、そのあたり一つ、ちょっと御意見だけお願いします。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育長。

教育長（辰己秀雄） ありがとうございます。実は当初、この前、御質問いただいた時の部活動の地域移行の計画については、令和5年から7年の3年間をかけて地域移行を進めなさいという形で、国が申し出ておりました。それを受けて県知事が、8年度からは土日は部活動を廃止するという事を申されました。それは今のところは変わってないんですが、実は国の方が、その3年間ではなかなか成し遂げるのは難しいという状況があって、実は、地域スポーツ文化芸術活動、部活動改革に関する実行会議というのが、中間の取りまとめの骨子を発表しまして、地域移行という言葉も、地域展開みたいな形にする案が出てきておまして、実は、その3年間を延ばして、令和8年から10年を第1期の実行期間、そしてまた、その中間評価をして、令和11年から13年度までを後期の実行期間として設定し、最終的には令和13年、2031年ぐらいまでに、それを検討していきなさいというような形に、国の案もだんだん、だんだん変わっていった状況がございます。

そこで奈良県としては、8年度から土日は廃止するとおっしゃった知事の方の考えそのままいかれるのか、修正があるのかっていうのはまだちょっと不確定な状況でございます。

よって、私どもといたしましては、土日の部分については、様々な実証事業等の経験値を通じて、もしそれが行われた時には、社会教育活動の場というのを広げてきておりますので、そういう受け皿で、土日に部活動に参加しない子どもたち、あるいは平日、部活動に参加してない子どもたちも含めて、社会教育の場でスポーツ的なこと、文化的なことの活動に参加できる場を着実に増やしていく、その情報を発信して、そこへ合流してもらうというようなことができればと、今のところ考えております。

なんばか、その方向性が少しご相談できるときになりましたら、議員に御心配していただいております協議会の方も、立ち上げて相談をさせていただけたらというふ

うに考えております。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） そういう話になるだろうかという想定を私もしてたんですけども、先ほど答弁いただく前に言ったのは、そういう多分答弁されると思ったからね、わざわざ言ったんですよ。なぜかと言うと、要は先行しておかないと、指導者の確保が難しいと。せやから何年延びたから、後でええやないかじゃ駄目ですよということを言いたかったんです。気持ちはわかりますよ。延びたからちょっと余裕できだなという気持ちはあったとしても、それは駄目ですよということをまず先ほど言わせてもらいました。

ですから、これからやることですから、こればかりね、質疑やっててもなかなか時間の関連で難しいので、ちょっと次に進ませてもらいますけれども、例えばね、いろんなやり方があるかと思うんですが、長野県の南佐久郡ではですね、どこでも一緒に、少子化がどんどん進んでるということで、一つの中学校、安堵でもそうだとは思いますが、団体競技が作れないと。スポーツとして。そういうような状況がこちらで起こってきたということで、この長野県の南佐久郡では六つの町村が合同で、それぞれのクラブチームを立ち上げてやってますよと。

一方、近くの平群町ありますけれども、ここはですね、平群町単独で今、作っておられるのは、硬式テニスとダンス、ダンスと言ったってストリートダンスですよ、若者がやってる。それをですね、中学生対象に応募して今現在やってます。ただ一応、いろんな懸念材料があって、父兄の負担云々がありますから、参考に言っておきますと、一人550円ということで、そういうふうにされてます。ですから、結構大きな単位で、市町村ね、単位でやるのか、安堵町単独でやるのかという決め方も早くしないと、例えば斑鳩は斑鳩でもう走ってるわ、平群は平群で走ってるわと。なら、安堵町と一緒にやろうかというような状況にはなっていないというような危惧もありますから、そういったことも含めて、どういうやり方をされようとしてるのか、今もしあればですね、ちょっと返答いただきたいなと思います。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

教育次長（富士青美） 自席から失礼いたします。現在の部活も、生徒数が少ない中学校では、他の町と合同で部活動の運営、そして合同練習を行っております。地域クラブに移行した際にも、やはりそういった、チームを組めない実態も出てくることもあり得ると考えております。国の方でも、区市町村を跨いだ地域クラブ編成についても、それはまた交流ができていいというふうにとらえた形で発表されております。

ですので、安堵町におきましても、地域クラブを設置した際に、少人数であった場合は、他の地域クラブとも合同の練習もしていくと考えているところでございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） なかなかね、この場で何をしようか、どうのこうのじゃなくて、考え方のすり合わせですから、それはそれでいいんですけれども、要はこれからどうするかに向けて取組をする必要があるということであるんであればですね、準備委員会、先ほどね、学校関係者の方だけで行われたということですから、そういったことも踏まえてですね、早めにその協議会というのか、検討委員会を作っていただいて、その中でいろんな部門の方が、その話をしてですね、安堵町としてどういう取組をしたらいいのかというのをやっぱり決める必要があると思うんですが、その協議会についての設置について何か意見をお持ちでしょうか。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

教育次長（富士青美） 検討委員会、あるいは協議会についてでございますけれども、安堵町におきましては、まだ今のところ設置しておりませんが、先ほど申しました少人数で合同の練習になったら、送迎の件など、そしてまた保護者負担など、いろいろな課題をいろいろ検討してまいる場が必要になってまいります。本町ではスポーツ・文化関連団体、中学校、町、町教育委員会の関係者などを構成員として、地域展開に向け

た検討委員会を今年度中に一度開催に向けて準備しようと考えているところでございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 今、答弁をいただいた、今年度中ということをお聞きしましたので、できるだけ早めにですね、委員会を設置をしていただいて、その時のメンバー、どういうメンバーにするかというようなこともありますけれども、それはそれで検討ね、これからしていただいて、早期の委員会の設置をお願いして、この質問については終わっていきたいと思います。

議長（森田 瞳） はい。次に、「2. 文化観光館「四弁花」の運用状況について」答弁を求めます。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬事業部長。

（廣瀬事業部長 登壇）

事業部長（廣瀬好郁） 事業部の廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。松田議員の御質問にお答えいたします。

開館当初、安堵町の観光拠点としまして運用しておりました。しかし、3年前のコロナ禍におきまして、人の往来ができなくなりました。安堵町への観光客が減少したこともあり、開館していることによる電気等の維持管理費が無駄になると考え、来客の少なかった土曜日の閉館を決断いたしました。

また、近年の利用状況ですが、物品の販売状況につきましては、令和6年4月から10月までの状況としまして、風呂敷大が2枚、風呂敷小が74枚、カルタ3個となっており、来館者数につきましても2,034名で、販売総額にいたしまして7万3,620円の売り上げでございます。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 人数についてはね、私が思ってたよりも、ちょっと多くですね、来館されてるように思います。それはそれで結構なことなんですけれども、ただ、ここにも販売物品の数字いただきました。一番気がかりなのは、この前、産業フェスティバルでも売っておられました「おかき」と言うのか、揚げたやつかな、何て言うのかな、「うぶすな」という古代米のかき餅。「うぶすな」でしたかね、名前が。を売っておられたんですが、この四弁花の中にも展示はされてます。ただ、その一つも売れてないというのは、ちょっと気にはなるんですけれども。なぜ売れないのかなという。食物やから売れてないのか、例えば、まさか皆あの味を知ってる訳じゃないだろうけども、何かやっぱりあるんだろうなと思います。

そういう意味ではですね、その販売物品についても、工夫が必要かなというふうには思っております。例えば、この前、本会議の初日に町長と、全国発酵食品サミットでしたかね、行かれていろんな、これからどうしようかということをやられておられます。ですから、四弁花で売るものを工夫しようかというふうになれば、そういった意味では、いろんな勉強をしながらですね、販売をしていくというのも方法だと思います。

発酵ということになればね、今現在、カルチャーセンターでしたかね、麴の作成、麴を作っているいろいろやっておられます。麴ということになれば、例えば安堵町でいろいろ作っている米であるとか大豆、そういったものを原材料として麴を作ったり、あるいは味噌もそうですよね。というような、いろんなことが考えられる訳なんですけれども、そういったふうに発酵食品のいろんな勉強をしながら、安堵町の特産品を作っていくというのも一つの方法です。

あとね、私が思ったのは、産業フェスティバルの時に、洋菓子でね、案山子の図の描いたお菓子ありましたね。あれはわざわざ、今ちょっと案山子流行ってませんけれども、何かああいう、安堵町を象徴するようなね、物をやっぱり販売するということも含めて、やっぱり考えていったらいいのかなというのは、私は気にしてます。

それで、特に、今置いてるいろんな資料類ありますけれども、あんまり資料類は見られないんですよ。現実的には。私も、しょっちゅうあそこへ行きますから、誰かが来られた時にどうするかなってというのは、常に見てますからよくわかるんですが、

販売物品もね、今、言うてる風呂敷とか、ちらっと見て買いやすいんやね、あれ。使い道も何かあるということで、いけるんですけど、他はやっぱりそう興味を示しておられないというところもあります。

販売物品を置かないということになれば、それはそれでいいかと思うんですが、置くとなればね、やっぱり売れるものを置くということを目的にしないと何のために置いているのかと。例えば「うぶすな」にしたって、やっぱり製造してもらって、お金を払って持ってきてなのに、１個も売れへんということになれば、当然その赤字をどっかが背負ってる訳ですよ。やっぱり、そういうちょっとしたことやけども、無駄なことをするんやったら、売れる物を作れば、そういう無駄がなくなると。それは単純な話ですよ。それが、どうのこうの言うのは非常に難しいですけど、それは単純な話として、そうなりますよということですから、その辺いろいろね、物品についても研究していった欲しいんですが、それは何か今、考え方をお持ちでしょうか。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） おっしゃるとおりでございます。いわゆる文化観光館、どちらかと言うと、コロナの関係もあって入場者数も停滞している。併せて、置いている物も、なかなか販売できないということでございます。

２年後にはですね、豊臣兄弟。いわゆる大和郡山城が大河ドラマのメイン会場の一つになる訳でございますんで、自ずから斑鳩も含めて、この辺りも相当観光客が増えてくるだろうと思います。ですから、やはりそれを睨んで、やはり土曜日でもこれからは開けておきたいと思います。土曜日と言ったら、人の流れが多い時でございますので、今後多くなるので、それを閉めるということは、ちょっと邪道かなと思っておりますんで、開ける方向で検討していきたいと思います。

と同時にですね、展示というのは何年かに一度はリニューアルせないかんです。１回やったら同じもんばかりでは飽きてしまいますんでね。展示の内容も変えていきたい。

それと、実は独自の物も、今、町内では、なかなか独自の物を作ってくれる所はないんで、外に作ってくれる所はないのか、これも以前に聞いたことがございます。いわゆる、作っていただくには最小限、こんだけのロットであれば作りますよということで、単に安堵の物があるから置いたらええわって言うても、それを作ってくれるロッ

トというのは、ちょっと捌ききれない数だったんです。ちょっとそれは、今のところ、そこまで及んでいませんけれど今後、観光客が増えてくれば、やはり若干、冒険はしても、安堵の物を置いていきたい、このようには思っております。

今のところ、ちょっとこなしきれない数なんで、それは置くのは諦めたところでございます。

以上でございます。

Ⅰ 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

Ⅰ 番（松田 勝） 今、町長の方からね、土曜日も開館していく方向でもう検討中だというのはお聞きしましたので、私は最終的に、土曜日も開館すべきというところでですね、話、終わると思っとったんやけど、先に返事いただいたんで、特にそれはそれでね、やっていただくということをお願いをしたいと思います。

特に、観光ボランティアの方も含めてね、やっぱり前からちょっと言われてたんですよ。観光で来て、土日閉まってるのは会館だけじゃなくてトイレも閉まってるというようなこともありましたので、これについてはやっぱり相当ね、私もいろんな話聞かされてまして、それはやっぱり観光客のためにトイレ閉めとくというのは、やっぱりね。なんぼなんでもというのは元々あったんですけれども、土曜日、会館そのものを開くということであれば当然トイレも使えますということで、いいかと思います。

それと、先ほど言った物品販売。これについては、展示そのものをもうⅠ回見直すということがありますから、それは、いろいろやっていただくとして、販売物品、食べる物。例えば、先ほど味噌とか麴とか言いましたけれども、例えばお酒とか、どっちにしても安堵町で工場とか持ってませんから、どっかへ頼まなしょうがないということになりますけれども、販売数が何とか達成できるのであればですね、もういろんな方向で考えていつていただきたいというふうに思いますんで、よろしく願いをいたします。

これで私の質問を終わります。

議長（森田 瞳） これで松田議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 次に、3番 森田裕康議員の一般質問を許します。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田裕康議員。

（森田議員 登壇）

3番（森田裕康） 3番 森田裕康です。通告に従いまして、質問を2件行います。

1件目、「夏休み中の平和教育登校日の実施について」日本原水爆被害者団体協議会が、ノーベル平和賞を受賞しました。原水爆禁止運動が評価されたことを認められ、今後、核兵器の廃止につながることを期待します。

原子爆弾がアメリカにより投下され被害にあったのは、広島が昭和20年8月6日、長崎は3日後の9日です。コロナ禍から夏休みの8月6日の登校日がなくなっています。この日に学校で平和について話を聞き、考えることは、被爆国の国民として必要なことと思います。東安堵の極楽寺には被爆した「広島大仏」が安置され、安堵町議会も昨年の9月議会で、「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准の議論を進めることを求める意見書」を満場一致で可決しています。

子どもの未来の平和のためにも、8月6日か9日を登校日にして、核兵器廃絶の平和教育をしてはいかがでしょうか。

2件目、「小学校の運動会について」昨年からコロナ感染症は5類へと移行しました。それにより、町盆踊り、体育祭等各行事も元通りに開催されています。しかし、小学校の運動会は、コロナ禍と同様の体育参観を継続し、見学時間が短いとの意見があります。保護者等は、子どもや孫の運動や踊りを充分に見て応援することを楽しみにしています。なぜ運動会に戻されないのか伺います。

以上です。

議長（森田 瞳） はじめに、「夏休み中の平和教育登校日の実施について」答弁を求めます。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

（富士教育次長 登壇）

教育次長（富士青美） 森田議員の一つ目の御質問にお答えします。

かつては、本町町立学校では平和学習の一環として、夏休みの8月6日を登校日とし、平和学習を行っていたこともあります。しかしながら、近年の気候変動により、夏は異常な高温が続きます。そのような昨今、児童生徒が熱中症で体調を崩す事案が多発していることを報道等で取り上げられてきた経緯があり、また、熱中症警戒アラートの発表状況も、これまで年間で5回程度であったものが、今年は8月には毎日ほど発表されました。このような状況の中、児童生徒を徒歩で登下校させることにリスクが大きいことから、平和学習のあり方を工夫し、夏休み前に平和学習の機会を設けています。

議員御指摘のように、平和学習としての学びは重要であると認識しています。今後、学校教育の中で大切にしていきたいと考えております。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田裕康議員。

3番（森田裕康） その平和学習ですが、内容を教えてください。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

教育次長（富士青美） 自席から失礼いたします。本町の町立小学校での平和学習についてですが、学年の発達段階に応じて、戦争を題材にしたビデオ、また、同様の物語のアニメの視聴を通して平和学習を進め、加えて夏休み中に原爆慰霊祭や終戦記念日の報道視聴を促し、平和に関することを調べる聞き取り学習等を課題にしております。

それを基に、2学期に平和学習のまとめを進め、こうした学校での取組は、学校通信や発表会を通して保護者にも知っていただき、家庭でも戦争や平和について話をするきっかけになるよう努めております。

小学6年生は、より身近な学習の機会として10月に広島方面への修学旅行を実施しますが、今年度は日本原水爆被害者団体のノーベル平和賞受賞が直前に発表されたこともあり、学習意欲が高まったと聞いております。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田裕康議員。

3番（森田裕康） 最終的に、安堵小学校では広島へ修学旅行で行って、平和祈念館の見学をするという、お答えをいただきました。

一つ、副町長にちょっとお尋ねしたいんですけども、当町は、非核都市宣言をされていると思うんですけども、それは継続されておりますか。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） 自席より失礼をいたします。宣言をさせていただきましたので、そのまま継続はさせていただきます。

以上です。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田裕康議員。

3番（森田裕康） 町内に2か所、確かあったと思うんです。非核都市宣言のまち安堵町という看板があったと思うんですけども。それが近年、新しくなった途端に、それが書かれていないということです。そういうふうにして、非核宣言都市が継続されていくなれば、どこかにその形跡を残していただきたいんですけども、今後その予定はありますか。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） 宣言させていただいてますので、表に挙げるということもですが、今、次長の方からもありましたが、平和としての教育、学びの機運を高まっているということですので、まずは総合教育会議の議題としてそこに挙げ、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田裕康議員。

3番（森田裕康） 前向きな答え、ありがとうございます。それでですね、酷暑・猛暑、暑い中、子どもらを小学校や中学校に通わすということに対しての危険性っていうのもよくわかります。しかし、こういう機会じゃないと、8月6日、9日じゃないとダメな場合もあります。

私は長崎県出身で、8月9日は必ず登校日でした。今の季節柄、危険と言われるのもわかりますけども、子どもたちをですね、生徒児童をですね、ここに、議場に集めてですね、平和議会。これはよそはしてないと思うんですけども、平和についてどう考えてるのか、今から平和についてどうやって進めていくのかということをやのも一つの案やと思うんですけども、教育長、いかがでしょうか。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辰己教育長。

教育長（辰己秀雄） やっぱり教育内容に関わることでございますので、しかも夏季休業中ということでございますので、今、聞かせていただいた目的や趣旨は、当然いいことだなとは思いますが、具体的な展開については、ちょっと検討はさせていただかなくては、私の方で、しますとかしませんとか、趣旨については理解させていただきますけども、ちょっとお答えできにくい状況でございます。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田裕康議員。

3 番（森田裕康） 子どものうちに平和というのを芽生えさせて、喧嘩をしない、暴力を使わないということを基本として育っていったらというところで、必要かなと思います。いつも検討とおっしゃられるんですけども、検討じゃなく、子ども議会、こういう時にこそ必要じゃないかと思うんです。

鉄は熱いうちに打てと。日本がノーベル平和賞を受賞したということが一番大事なことでありますので、是非とも来年、もし夏休みがそんだけ暑くて駄目だというのであれば、気候のいい冬でも、議場は暖かいので開催していただきたいと思います。

世界はですね、各地で紛争が多発してですね、核兵器を使うぞと脅しているような指導者もありますが、これを核兵器は人類を滅ぼす兵器であるということを、兵器であって、核兵器を使用させないためにも、また非核都市宣言のまち安堵町をPRするにも、絶好の機会かと思いますので、是非とも御考慮いただきたいと思います。

この質問については、終わらせていただきます。

議長（森田 瞳） はい。次に、「小学校の運動会について」答弁を求めます。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

（富士教育次長 登壇）

教育次長（富士青美） 森田議員の二つ目の御質問にお答えします。

議員御指摘のように、コロナ禍の中、運動会等の行事の中止や縮小することを余儀なくされてきた経緯があります。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行された際、運動会のあり方を検討し、小学校では、低学年・中学年・高学年と学年別に体育参観として実施することとしました。これは、運動会参観者や関係者の熱中症対策のためでもあります。熱中症警戒情報がされる時期が長くなり、9月中にも避暑対策が必要な日が多いことから、練習時間を縮小し、児童の運動場での待機時間を短縮されました。

また、当日の運営については、事前に低中高の各学年ごとに各児童の演技場所をお

伝えし、参観者の入れ替え制の御協力をお願いしているところです。学年ごとの児童の出場種目数に変わりはなく、保護者からは間近で参観でき、これまで固定、また限定された参観席にも余裕が見られる利点に好評があります。

かつてのような形態の運動会と比較して、とりわけ祖父母の方々には、様々な印象を抱かれるとお聞きすることがございます。運動会は、教育の一環として取り組んだ成果と、子どもたちの成長を御覧いただく機会の一つです。運動会運営に関わる皆さんの健康にも配慮した現在の形態には一定ご理解いただけていると認識しております。

今後も、学校現場、保護者、地域の方々の多様な意見も拝聴しながら、行事のより適切なあり方の検討は進めていくものと考えます。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田裕康議員。

3 番（森田裕康） 各質問の中でよく言われますように、安堵町だけじゃなく、近隣の各町の運動会の状況について教えてください。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

教育次長（富士青美） 生駒郡内の他町における状況についてですが、本町と同様に、いずれの町でも熱中症予防を念頭に置いて、午前中のみ行われています。各種目の実施時間を示し、参観する保護者の入れ替え制を導入したり、練習時期及び運動会の実施時期を10月、11月に移行することを検討されているところもあります。

以上です。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田裕康議員。

3 番（森田裕康） 異常気象は今後も続くと思うんです。ですから運動会を、中学校も体育

祭ですけども、5月、6月に持っていくとか、1月、2月に持っていくとか、そしてですね、もう通学時から暑いんですよね。もう7月、9月。8月だけじゃなくて、とにかく、私も一緒に子どもらと小学校行ってますけども、帰ってくると物凄い汗かいてます。

よって、今後ですね、通学方法とかですね、学習の状況、要するにリモートですとか、ということについて教育長、今後どのような構想というか、想定をされてるのか教えてください。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辰己教育長。

教育長（辰己秀雄） 今、御質問していただいております、運動会についてということで考えますと、ちょっとリモート形式っていうのは、なかなか非常に難しいというふうには思います。よって今、議員御指摘のように、令和6年度の場合でしたら、本当に子どもたちの登校も含めて熱中症等の心配をしなければならないのをほぼ5、6、7、8。

議長（森田 瞳） 教育長、今のその辺のことは教育次長からしていただいたんで、リモートのことに関してはどうですかということだけ。

教育長（辰己秀雄） ちょっと運動会の方は、リモートというのは、ちょっと難しいと思います。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田裕康議員。

3番（森田裕康） リモートについては、普通の授業でございます。運動会については、時期、今、次長の方からは10月、11月というお答えいただいたんですけども、5月、6月は、いかがかなと。というのは、6月に5年生が屋外事業、課外事業行ってましたけども、これ現在10月になってから、今実施されてると思うんです。やはり、なぜかっていうと多分6月、梅雨時期で雨が降って、キャンプファイヤーができないと

というような事情から10月に移ったんやと思うんですけども、町の行事もいろいろあるので、調整は難しいと思うんですけども、まだ小学校に入って間近やという理由もあるんでしょうけども、やはり5月、6月にしている小学校もあります。

ですので、あとは授業についてですけども、授業については、ちょっとお金がかかりますけども、学校に来なくてリモートで、できない保護者もいると思いますけども、それについて教育長が、将来的にはどんなふうにしたら、要するに理想、想定ですけど、こんなふうにしたら熱中症にならずに授業を受けれるかということをお聞きしたいということです。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辰己教育長。

教育長（辰己秀雄） なかなか私個人の考え方で、教育課程のことを大きく変動するというのは難しい状況ではあります。ただ、昨今の気象の状況というのは、私も教育関係の者ではありますので、なかなか100%読みきれないところはあります。ただ、今の教育課程を執行していくためには、平日の教育活動をリモートでフォローするという、いろんなケースの場合についてのリモートでフォローするというのはいいんですけど、基本的にやっぱり子どもたちが、子どもたち同士も含めて学校に集い、学びが成立しているというところを、やっぱり気象によってそれをすべてリモートっていうのは、ちょっと難しい状況ではあると思います。

ただ、行事的なこと、季節的なこと、基本的なことを考えていくっていうのは、柔軟にやっていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田裕康議員。

3番（森田裕康） それとですね、その通学方法ですね。歩いて行くということで、物凄い負担になると思うんですけども、この頃7月、保護者の多くは子ども車で送っておられるケースが多いです。ですから、校門のところに車が朝、混雑してるということをよく見るんですけども、その点、費用等かかると思うんですけどもスクールバスの導

入、中学生にあっては、また蒸し返すようですけども、自転車通学ということの可能性についてどのように考えておられるのかちょっとお聞かせいただいたらありがたいなと思います。

森田議長 教育長、用意ございますか。ないですやろ。ないでしょう、今の、その通学のことにしても。だから森田議員、この運動会のことにしても説明のことで加えていただいて、ちょっと今リモートなり、そしてまた通学方法のことにしてもは、ちょっと今回おいといてください。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

3 番（森田裕康） それでは運動会の開催時期ですね、これについて、10月、11月で出てますけど、やはり今から運動会するためには、早めに決めるということもありますけども、教育長、時期を変えるという考えはありますか。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辰己教育長。

教育長（辰己秀雄） 学校においては、教育課程は前年度に大体大まかな学校行事については検討され、そして教育委員会にも審議され、決定していく経過がございますので、今年のやつを突然入れるとか、省くというのは基本的にはできませんので、次年度に向けての教育課程を考えていく時に、そういうことも含めて春の時期ですね、あるいは今回やりました9月以降の遅い時期ということも含めて、教育内容を精査する時に検討するようには、校長会等をお願いをしたいと思います。

ただ、最終的にはやっぱり学校が教育課程を選択していくものと考えております。
以上でございます。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田裕康議員。

3 番（森田裕康） 教育長の方から、学校側とよく話し合ってますね、私らができることではありますので、保護者が楽しんで見れるような、応援に行けるような運動会にしていきたいと希望をして、この質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。これで森田裕康議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
次の本会議は 12 月 17 日、午前 10 時開会の予定です。
本日は、これで散会いたします。

散 会
午後 2 時 01 分
